

第3部 計画の展開

第1章 壁をなくし認め合って生きるために

【分野】 1 啓発・広報

2 生活環境

1. ノーマライゼーションの意識啓発の充実

重点施策

現状と課題

改正障害者基本法は「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目的としています。このような共生社会の実現のためには、障害のある人となない人がお互いを理解し、尊重し合うことが必要です。

しかしながら、本市の障害者（児）生活実態調査によると、障害や病気などのために差別を感じたり、いやな思いをしたりしたことがある人は依然として少なくなく、特に知的障害や精神障害、発達障害などの、外見からはわかりづらい障害の人で多くなっています。また、インタビュー調査などにおいても、難病等に対する無理解や偏見があることが指摘されています。

このような障害に対する差別意識を解消し、ノーマライゼーションの意識をさらに浸透させるためには、障害者理解に向けた啓発・広報や、学校などにおける福祉教育の充実を図ることが不可欠です。

また、障害者基本法の基本原則である「差別の禁止」を具体化するため、平成25年に「障害者差別解消法」の成立や「障害者雇用促進法」の改正といった法整備が進みました。これらの関連法は、この計画の期間内に、順次施行されていくことから、これらの法律に基づき、障害者の差別解消に向けた取り組みを進めることが必要です。

基本方針

共生社会の実現に向けて、障害者理解のための啓発・広報活動や福祉教育を推進します。

障害者差別解消法などの関連法に基づき、障害者に対する差別解消や合理的配慮の提供が図られるよう、地域の関係機関等と連携して取り組みます。

施策の方向

(1) 障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進

広報紙やホームページなどのさまざまな媒体や各種事業などの機会を活用して、障害や難病等に関する啓発・広報に取り組みます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
1	「久留米市人権教育・啓発基本指針」に基づく障害者問題の理解・啓発の促進	「久留米市人権教育・基本指針」に基づく施策の展開により、偏見や差別などの人権問題の解決のため、全庁的な啓発活動の推進を図ります。	協働推進部 人権・同和対策課
2	障害者問題に関する広報の充実	難病等を含む障害に対する市民の理解を深めるため、啓発・広報に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
3	障害者問題啓発事業の実施	市民団体企画への補助方式などにより、障害者週間における啓発事業を継続して行います。	健康福祉部 障害者福祉課
4	団体実施イベントの支援	障害者団体などが行う各種イベントに関する広報や実施支援を継続して行います。	健康福祉部 障害者福祉課

(2) 障害を理由とする差別の解消への取り組み

本市における障害者差別解消のための基本方針を策定し、差別解消に向けた取り組みを推進していきます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
5	障害者に対する差別の解消への取組み【新規】	障害者差別解消法の平成 28 年 4 月の施行に向けて、基本方針の策定等の差別解消に係る取組みを実施します。	健康福祉部 障害者福祉課
6	投票所での障害者等への配慮	投票会場にて一人で投票が困難な障害者などの選挙人に対し、職員が付き添うなど、正当な権利の行使ができるよう、合理的な配慮の提供を行います。	選挙管理委員会

(3) 福祉教育の充実

学校教育において、障害者（児）との交流や体験型のカリキュラムを重視した福祉教育の充実に取り組みます。

社会教育の一環として、人権問題や障害者問題に関する学習機会の充実に努めます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
7	カリキュラムづくりへの積極的な支援	「総合的な学習の時間」などのカリキュラムの中に福祉教育の視点を取り入れるよう、学校訪問などの機会を活用して指導・助言を行います。福祉教育の実施に当たっては障害者との交流や障害体験グッズの活用など、体験型の教育の実施を促進します。	教育部 学校教育課
		数値目標 <カリキュラムづくり支援校数> 平成24年度(実績)：24校 平成29年度(目標)：27校(小学校20校、中学校6校、特別支援学校1校)	
8	交流機会の拡大	「総合的な学習の時間」や運動会・文化祭などの機会を活用して地域の小・中学校と、特別支援学校(特別支援学校・ろう学校など)の児童生徒との交流機会を積極的に拡大していきます。また、特別支援学級と通常学級との日常的な交流を促進します。	教育部 学校教育課
		数値目標 <居住地校交流> 平成24年度(実績)：年3回 平成29年度(目標)：年3回	
9	児童生徒の交流促進 (久留米特別支援学校高等部)	久留米特別支援学校高等部は小中学部に比べて地域との交流機会が少ないことから、隣接する久留米商業高校などとの交流に努めます。	教育部 学校教育課
		数値目標 <交流回数> 平成24年度(実績)：年1回 平成29年度(目標)：年2回以上	
10	学校行事などの情報提供	児童生徒と地域の障害者や障害者関係施設との交流を進めるため、施設訪問や学校行事への障害者の参加・参画の促進を図ります。	教育部 学校教育課
		数値目標 校内研修での指導・助言を毎年度5校以上に対して行います。	
11	人権教育による啓発	「なるほど人権セミナー」・「人権のまちづくりコーディネーター講座」など人権講座の中で、障害者に関する問題について啓発していくとともに、学習機会の充実に努めます。	市民文化部 生涯学習推進課
		数値目標 <各企画での障害者問題の啓発> 平成24年度(実績)：1回 平成29年度(目標)：1回以上	
12	障害者問題に関する視聴覚教材充実	障害者問題に関するビデオ・映画など、啓発のための教材の整備充実に努めます。	市民文化部 視聴覚ライブラリー
		数値目標 <所蔵本数> 平成24年度(実績)：34本 平成29年度(目標)：40本	

13	障害者問題に関する市職員研修の充実	新規採用職員研修を含む階層別研修において障害者をテーマとした人権研修を実施し、職員の意識啓発の充実に努めます。	総務部 人材育成課
----	-------------------	---	--------------

2 . 情報バリアフリーの推進

重点施策

現状と課題

障害者の自立と社会参加のためには、その前提として、生活に係るさまざまな情報の取得が不可欠です。

障害者基本法では、基本原則として「地域社会における共生等」を定めており、そのなかで、障害者の意思疎通のための手段や情報の取得・利用のための手段の確保や拡大、すなわち、情報バリアフリーの必要性がうたわれています。このため、国や地方公共団体には障害者の意思疎通を仲介する者の養成・派遣や、災害などの非常事態の場合に障害者の安全確保に必要な情報を的確に伝えるための取り組みなど、障害者の情報利用におけるバリアフリー化の推進を図ることが求められています。

本市では、広報紙の点訳・音訳版の作成や市ホームページへの音訳版の掲載、市の事業などへの手話通訳者・要約筆記者の派遣などにより、障害者の情報取得の機会拡大に取り組んできましたが、今後もさらなる取り組みの推進が必要です。

なお、障害者の情報取得や意思疎通の手段として、インターネットや携帯電話などの電子情報機器は有効であるため、情報バリアフリーの一環として、このような機器を活用するための環境づくりや支援を行うことも大切です。

基本方針

障害者が生活に必要な情報を入手したり、自由に意思疎通したりできるよう、障害の特性などに配慮した情報取得やコミュニケーションの支援の充実を図ります。

施策の方向

(1) 情報バリアフリーの推進

本市における情報バリアフリー推進に係る基本方針を策定し、情報バリアフリーの取り組みを推進していきます。

広報紙や各種通知などの行政文書の点訳・音訳を推進します。

手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員などの育成・派遣の充実を図ります。

インターネットや携帯電話などの電子情報機器について、利用方法周知などによる活用支援に努めます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
14	情報バリアフリー推進に係る基本方針の検討【新規】	市が行う情報発信（講演会の開催、出版物の発行等）について、障害がある方の情報取得への配慮について、市全体の方針を定めます。	健康福祉部 障害者福祉課
15	「広報くるめ」の点訳・音訳版などの発行	「広報くるめ」について、ボランティア団体と連携して、点訳版・音訳版を作成するとともに、市ホームページに音訳版の掲載等を行います。	総合政策部 広報課
16	「議会だより」点訳・音訳版の発行	点訳ボランティアと連携して、「議会だより」の点訳版を作成し、希望者及び関係団体に配布します。また、音訳についても、音訳ボランティアと連携して、希望者に送付します。	議会事務局 議事調査課
17	各種通知などの点訳・音声コード添付などの推進【拡充】	各種通知などの行政文書について点訳・音声コード添付やわかりやすい表現版の作成などの障害特性に応じた方法による提供に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課、 市民文化部 資産税課、 市民文化部 市民税課
18	手話通訳者・要約筆記者養成講座の実施	手話通訳者・要約筆記者養成を目的とした講習会を継続して実施します。 数値目標 <年間受講者数> 平成24年度（実績）： 手話通訳 42人・要約筆記 16人 平成29年度（目標）： 手話通訳 80人・要約筆記 20人	健康福祉部 障害者福祉課
19	手話通訳者・要約筆記者派遣（再掲：事業95）	聴覚障害者の参加が見込まれる市事業に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	健康福祉部 障害者福祉課
20	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣【新規】	盲ろう者の要請に基づき、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。	健康福祉部 障害者福祉課
21	障害福祉サービスなどの情報提供・相談の充実	広報紙や事業者ガイドブック、ホームページなどの多様な媒体を活用して、障害福祉サービスなどに関する情報提供を行います。また、相談の手段としてインターネットのさらなる活用を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
22	情報機器の利用方法などの周知	消費者保護の観点も含め、消費生活支援センター等と連携・協力しながら、インターネット・携帯電話などの情報機器の利用方法などの周知など、活用支援に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課

3 . ボランティアなどの育成・活動促進

現状と課題

障害者が安心して地域で暮らし続けるためには、障害福祉サービスなどの公的な支援だけでなく、ボランティアなどによる、より身近できめ細やかな支援があることが大切です。

本市では、市民活動サポートセンターを中心に、さまざまな分野の市民活動やボランティア活動の支援に取り組んでおり、第1期計画期間においては、障害者福祉分野に取り組む団体が31団体から40団体に増加するなど、障害福祉分野での市民活動の取り組みは着実に進んでいるといえます。

今後も市民活動サポートセンターでの市民活動の育成・支援に取り組むとともに、さらなるボランティア活動の充実を図るため、久留米市社会福祉協議会などのボランティア育成に取り組む関係団体との連携・協働して福祉ボランティアの育成に取り組むことが必要です。

基本方針

市民及び関係団体などと連携・協働して、障害者の生活を地域で支える福祉ボランティアの育成・支援に取り組みます。

施策の方向

(1) ボランティアなどの育成・活動促進

福祉ボランティアを含む市民活動支援のため、市民活動サポートセンターでの相談・支援や市民活動保険への加入を継続していきます。

久留米市社会福祉協議会などの関係機関と連携して福祉ボランティアの育成に努めるとともに、地域活動支援センターにおいてもボランティア養成に取り組みます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
23	市民活動サポートセンターの運営	各種市民活動団体・ボランティアの活動を促進するため、「市民活動サポートセンター」において、各種団体が会議や作業を自由に行える施設の提供や相談・支援を行います。 数値目標 <総利用者数> 平成24年度(実績):115人/日 平成29年度(目標):120人/日	協働推進部 協働推進課
24	市民活動保険の加入	市民が安心して市民活動を行えるよう、市民活動保険に加入し、活動中のケガや損害賠償などに備えます。	協働推進部 協働推進課
25	久留米市社会福祉協議会など関係機関との連携	久留米市社会福祉協議会や久留米市ボランティア連絡協議会などと連携して、福祉ボランティアの育成に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課

26	<p>地域活動支援センター （ 型）の運営 （再掲：事業 144） 【拡充】</p>	<p>障害者の日中活動の場及び地域の支援ネットワークの中核として、地域活動支援センターを運営します。また、障害者理解の促進、地域住民ボランティア養成についても取組みます。</p>	<p>健康福祉部 障害者福祉課</p>
----	--	---	-------------------------

4 . 障害者にやさしいまちづくりの推進

現状と課題

障害者の自立と社会参加を支援するうえで、障害者が暮らしやすい生活環境をつくることは非常に重要です。

本市では、平成 18 年に制定された「バリアフリー法」等に基づき、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインの視点にも配慮しつつ、道路や公園、市営住宅等の整備を計画的に進めてきました。

しかし、障害者（児）生活実態調査によると、身体障害者の約 4 人に 1 人が依然として外出時の道路などの段差や公共交通機関の乗り降りに不便や困難を感じており、市の重点施策として「誰もが利用しやすい交通機関や施設、道路・歩道の整備」に取り組むことを求めています。また、インタビュー調査においても難病患者などから車いすで利用しやすい道路・歩行空間の整備などについての意見があがっています。

障害者にやさしいまちづくりを進めることは、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを進めることとの認識にたち、今後も公共施設などの整備を計画的に進めていくことが必要です。

また、このようなやさしいまちづくりのためには、公共交通機関や民間施設の関係事業者の理解・協力が不可欠であることから、これらの事業者との連携強化を図ることも大切です。

基本方針

公共施設や道路などの歩行空間、公園などの公共空間や市営住宅について、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点による整備を計画的に推進します。

公共交通機関や民間施設などの関係事業者に対し、バリアフリーやユニバーサルデザインによる施設等の整備についての理解・協力を求めています。

施策の方向

(1) 施設などのバリアフリーの推進

「バリアフリー法」や「福岡県福祉のまちづくり条例」などに基づき、市庁舎や公園などの公共施設や民間施設のバリアフリー化を推進します。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
27	公共施設の整備・改善	市庁舎等の公共施設の整備・改善に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課、 各施設所管課
28	都市公園整備事業におけるバリアフリー化の推進	誰もが安全快適に公園利用ができるように、新たに公園整備を行う際には、バリアフリー化に努めます。	都市建設部 公園緑化推進課

29	福岡県福祉のまちづくり条例に基づく届出・完了検査制度	不特定多数の人が利用する「まちづくり施設」の計画に対して、バリアフリー化の技術的な指導や相談、情報提供等を行います。	都市建設部 建築指導課
30	商店街の環境整備	空き店舗補助を活用する新規出店者に対し、バリアフリー化の誘導に努めます。	商工観光労働部 商工政策課

(2) 移動・交通に関わるバリアフリーの推進

国・県や地域の関係団体などと連携して、安全な道路・歩行空間の整備・確保に取り組みます。

交通事業者と行政で障害者を含む交通弱者に対する交通対策を協議できる場づくりを検討するとともに、ノンステップバス導入促進に向けた要請・支援などにより、公共交通機関等でのバリアフリーを促進します。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
31	道路整備の推進 【 拡充 】	市街地などへの交通アクセスの利便性を向上するため、国などと協議し、バイパスなどの必要な道路の整備に努めます。	都市建設部 広域道路対策課
32	バリアフリー推進事業	高齢者や車いす利用者が安全で快適に通行できる歩行空間を形成するため、西鉄久留米駅周辺の一定の地区を重点的に、国・県と連携を図りながら、歩道の拡幅や段差解消等歩行空間のバリアフリー化を行います。	都市建設部 生活道路課
33	視覚障害者のための設備設置	信号機設置は、公安委員会の判断となるため、所管である警察署に対し、設置を働きかけていきます。	都市建設部 生活道路課
34	公共交通事業者等への理解促進 【 拡充 】	交通事業者と障害者に係る交通対策について協議できる場の検討を行います。	健康福祉部 障害者福祉課、 都市建設部 都市デザイン課
35	ノンステップバス導入促進 【 新規 】	久留米市内を運行する路線へのノンステップバス導入促進に向けて、交通事業者に対する要請・支援に努めます。	都市建設部 都市デザイン課
36	歩道空間の確保	西鉄久留米駅・JR久留米駅周辺などにおいて放置自転車の撤去や放置自転車防止の指導を行い、安全な歩行空間の確保に努めます。	都市建設部 生活道路課

(3) 住まいのバリアフリーの推進

市営住宅の建替えや新築に際し、バリアフリー化を推進します。

障害者が暮らしやすい住まいづくりを支援するため、住宅改造アドバイザーや住宅改造に係る補助などの関連制度の周知と利用促進に取り組みます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
37	公営住宅建設・建替事業の実施	老朽化した木造の市営住宅について集約を図り、エレベーターの設置、室内の段差の解消や手すりの設置など、障害者に配慮した建替えを進めます。新築については、バリアフリーやユニバーサルデザインの住宅の確保に努めます。	都市建設部 住宅政策課
		数値目標 < 建替戸数 > 長寿命化計画（前期）における目標 平成 23～27 年度：430 戸	
38	既存住宅の計画的改善 【拡充】	「住宅リフォーム事業」などにおいて、既設の市営住宅の計画的改善を行い、後付けエレベーターの試験的導入の検討等、住宅のバリアフリーを推進します。	都市建設部 住宅政策課
		数値目標 < エレベータ設置率 > 長寿命化計画（前期）における目標 平成 27 年度；23.8%	
39	住みやすい住宅の研究・開発	手すり設置、床段差の解消及び風呂場の改修など既設住宅の改修を総合的に行う中で、個々の障害状況に一定配慮した住宅設備「ハーフメイド方式」の導入について研究を行います。	都市建設部 住宅政策課
		数値目標 < 専用住戸確保数 > 平成 24 年度（実績）：0 戸 平成 29 年度（目標）：既存・新築 各 1 戸	
40	住宅改造アドバイザーの活用	住宅の改造・新築の際の相談に、福岡県建築住宅センターの住宅改造アドバイザーを周知し、活用します。	健康福祉部 障害者福祉課
		数値目標 < 利用件数 > 平成 24 年度：年 3 件 平成 29 年度：年 10 件	
41	重度心身障害者住宅改造補助事業の周知	重度心身障害者の住宅改造費の補助を行う「重度心身障害者住宅改造補助事業」について周知と利用促進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
		数値目標 < 利用件数 > 平成 24 年度（実績）：年 2 件 平成 29 年度（目標）：年 3 件	

第 2 章 安全と安心のために

【分野】 3 権利擁護

4 防災・防犯

1 . 権利擁護・相談支援体制の確立

現状と課題

近年、障害者に対する虐待など、障害者の権利をおびやかすさまざまな事件が発生し、社会問題となっています。

本市の障害者（児）生活実態調査においても、障害者の 1 割程度の人が虐待を受けた可能性があるという回答するなど、地域の中で虐待などの障害者の権利侵害が行われているおそれがあります。また、インタビュー調査などでは「親亡き後の不安」として、残された障害者の財産管理について不安を覚えるなどの意見がみられました。

本市では、このような障害者に対する権利侵害などへの対策として、障害者虐待防止法の施行にあわせて平成 24 年 10 月に障害者虐待防止センターを設置し、365 日 24 時間の受け付け体制により虐待の防止や早期発見に取り組んでいるほか、成年後見制度などの関連制度の周知や利用支援など権利擁護対策を進めてきました。

今後は、少子高齢化や一人暮らしの増加などがさらに進むことも考慮しつつ、相対的に弱い立場にある障害者を虐待などのさまざまな権利侵害から守るためのしくみをさらに強化していくことが必要です。

また、障害者が地域で安心して暮らし続けるためには、生活上の困りごとなどを気軽に相談し解決できる場があることが大切です。障害者（児）生活実態調査においても、生活に必要な支援・サービスとして「何かあったときすぐ相談できる相談支援」が第 1 位にあがっており、相談支援に対するニーズの高さがうかがえます。

本市では委託相談窓口の増設など相談支援体制の充実に取り組んでいますが、今後はさまざまな相談機関・窓口などが連携しながら、さらなる相談支援体制の強化が必要です。

基本方針

障害者の権利や財産を守るため、成年後見制度などを活用した権利擁護や虐待防止対策を進めます。

障害者からのさまざまな相談に適切に対応するため、相談支援の充実を図ります。

施策の方向

(1) 権利擁護の推進

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の権利擁護に係る制度などについて、周知と利用促進に努めます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
42	成年後見制度の周知 【拡充】	成年後見制度の周知と利用促進・利用援助に努めます。	健康福祉部 長寿支援課、 健康福祉部 障害者福祉課
43	障害福祉サービスに関する苦情解決制度の周知 【拡充】	障害福祉サービスに関する利用者等の苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査等を行う「福岡県運営適正化委員会」などの支援機関・制度等の周知に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
44	日常生活自立支援事業の周知	久留米市社会福祉協議会と連携して、日常生活自立支援事業の周知と利用促進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課

(2) 虐待防止体制の整備

久留米市障害者虐待防止センターを中心に、障害者の虐待防止に取り組みます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
45	障害者虐待防止対策支援の推進 【拡充】	久留米市障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待に関する通報を受け付け、必要な対応をとるとともに、障害者虐待の未然防止について周知・啓発を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課

(3) 相談支援事業の推進

基幹相談支援センター機能の検討など、相談支援体制の整備・充実に取り組みます。

「久留米市障害者地域生活支援協議会」を中心に、よりよい相談支援のあり方などを協議し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
46	障害者相談支援体制の整備 【拡充】 (再掲：事業 109)	地域バランスや中立公平性の確保を考慮しながら、障害者などが利用しやすい相談支援体制づくりを進めます。また、基幹相談支援センターの機能の確立等について検討を行います。	健康福祉部 障害者福祉課
47	地域生活支援協議会の運営 (再掲；事業 113)	「久留米市障害者地域生活支援協議会」を中心に、地域の障害者に関する相談支援体制の充実強化を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課

(4) 多様な相談窓口の充実

障害者相談員を地域に配置し、身近な地域で障害者からの相談に対応します。

障害者の生活に係るさまざまな分野で障害者に配慮した相談対応ができるよう、障害福祉分野以外の各種相談機関などとの連携強化を図ります。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
48	障害者相談員の配置	身体・知的障害者相談員を地域に配置し、地域及び市民センター等で継続して障害者からの相談に対応します。 また、相談員の資質向上のため、相談員などに対する研修を実施します。 数値目標 <相談件数> 平成 29 年度末までに平成 24 年度比 10%増 (153 件 / 年)	健康福祉部 障害者福祉課
49	各種相談機関の連携強化	民生委員・児童委員等の地域の活動団体や、地域子育て支援センター、地域包括支援センター等の各種相談機関、医療機関等の関係機関の連携強化を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課

2 . 防災・防犯対策の推進

重点施策

現状と課題

障害者が地域で安心して安全に暮らし続けるうえで、防災・防犯はたいへん重要な課題です。

東日本大震災や九州北部豪雨などの大規模災害の発生により、市民の防災意識は高まっており、本市においても、災害時要援護者名簿の作成や避難訓練の実施など、障害者をはじめとする災害弱者の支援に迅速に対応できる環境づくりを進めてきました。

しかしながら、障害者の8割以上は災害に対する備えをしておらず、また、約3割の人は災害時に避難所まで避難できないと回答しています。加えて、災害発生時に正確な情報が得られるか、避難所で必要な薬や治療を受けたり、障害に応じた対応があるかといったことに不安を感じている人が多くなっています。

このような障害者の状況を踏まえつつ、避難時に障害者に適切な配慮を行うための福祉避難所の確保など、防災対策のさらなる推進を図ることが必要です。また、避難所などにおいて、より困難が大きいと考えられる女性の障害者への支援や配慮のあり方についても、今後研究が進められていかなければなりません。

あわせて、犯罪や事故から障害者を守るため、警察や地域関係者などと連携して防犯や安全確保のための対策を進めることも必要です。

基本方針

障害者を災害から守るため、災害時要援護者支援体制をはじめとした防災対策を推進します。
障害者を犯罪や事故から守るため、防犯対策や地域での見守りなどを推進します。

施策の方向

(1) 防災対策の推進

障害者をはじめとした市民や福祉施設などの関係事業者に対して、防災に係る知識や情報、関連機器等の普及を図るとともに、防災設備の設置などに係る指導や啓発に努めます。

「災害時要援護者プラン」に基づき、災害時要援護者支援体制の充実を図ります。

福祉避難所の設置に向けて指定を進めます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
50	防災知識の普及 【拡充】	地域防災計画及び国民保護計画に基づき、障害者やその家族、地域住民に対して研修会の開催、防災に関する資料の提供などにより防災知識の普及を図ります。	都市建設部 防災対策課

51	メール119の登録	聴覚・言語障害者向けのメール119の登録普及を行います。	広域消防本部 情報指令課、 健康福祉部 障害者福祉課
		数値目標 <登録者数> 平成24年度(実績):89人 平成29年度(目標):110人	
52	防火指導の実施	障害者等への防火指導を継続して行います。	広域消防本部 予防課
		数値目標 平成29年度までに久留米市身体障害者福祉協会登録会員(視力部、ろうあ部)全員[180名]に指導	
53	福祉防災機器の普及	福祉防災機器の周知と利用促進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
54	防災機器の普及・促進	聴覚障害者等の住宅用火災警報器設置状況調査を行います。 聴覚障害者等への住宅用火災警報器の設置指導及び維持管理の指導などを継続して行います。	広域消防本部 予防課
55	消防設備の整備・管理	福祉施設等の立入検査を行います。	広域消防本部 予防課
56	災害時要援護者支援体制の充実【拡充】	「災害時要援護者支援プラン」を推進し、地域における要援護者支援体制の整備に努めるとともに、要援護者名簿を活用した防災訓練を進めます。	健康福祉部 地域福祉課、 都市建設部 防災対策課
		数値目標 <要援護者名簿登録者数> 平成24年度(実績):4,272人 平成28年度(目標):8,000人 <要援護者名簿登録率> 平成24年度(実績):10% 平成28年度(目標):20% <要援護者名簿を活用した防災訓練(図上訓練)実施済み校区数> 平成24年度(実績):44校区 平成28年度(目標):全校区 目標値及び目標年度は「第2期久留米市地域福祉計画」の値による	
57	障害者施設等の防災機能の充実	国・県の補助金等を活用して障害者施設等の防災機能の充実を図ります。また、事業者に対する防災対策の啓発・指導に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
58	福祉避難所の指定【拡充】	一般の避難所では生活することが困難な、要介護高齢者や障害のある方を対象とする福祉避難所を指定します。	健康福祉部 地域福祉課、 健康福祉部 障害者福祉課、 健康福祉部 長寿支援課
		数値目標 <要援護者名簿登録率> 平成24年度(実績):0か所 平成28年度(目標):公共施設 5か所 社会福祉施設等 40か所	

(2) 防犯・安全対策の推進

悪質業者による消費者被害等の犯罪や交通事故などの防止に関する広報啓発を行います。
地域の関係者等と連携して、障害者等に対する見守りや緊急時などの安全確保のための取り組みを進めます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
59	消費者被害防止のための広報啓発	悪質な訪問販売などから障害者を守るため、関係機関などと連携して、悪質業者などからの被害防止に関する広報や講座などの開催に努めます。	協働推進部 消費生活センター、 健康福祉部 障害者福祉課
60	くるめ見守りネットワークの推進 【新規】	すべての市民が地域から孤立することなく安心して暮らせるように、郵便、電気、ガス等の巡回事業者との協働により見守りのネットワークを構築し、異変の早期発見に努めます。	健康福祉部 地域福祉課
61	久留米高齢者SOSネットワーク協議会	認知症が原因で徘徊をするおそれがある高齢者の情報を事前登録し、すみやかな発見保護を行います。	健康福祉部 長寿支援課
62	緊急通報システム機器の貸与	概ね 65 歳以上の高齢者で心疾患等の慢性疾患があり常時注意を要する方や、身体障害 1・2 級の方で緊急時に対応が困難な一人暮らしの方に、緊急通報システム機器貸与を継続して行います。	健康福祉部 長寿支援課
63	自転車マナー向上のための広報啓発 【拡充】	「四季の交通安全県民運動」や学校単位での交通安全教室などにより、自転車マナーに関する講習会や広報啓発を継続して行います。	協働推進部 安全安心推進課

第3章 支援が必要な子どもの発達支援と教育の充実のために

【分野】 5 療育・保育

6 教育・育成

1 . 健康相談の充実

現状と課題

発達の遅れや障害のある子どもが、できるだけ早い時期から適切な支援を受けられるよう、早期にその障害などを把握することが大切です。

このため、本市では、乳幼児健診として、4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児の健診を行っており、健診未受診者への個別受診勧奨などの取り組みにより受診率9割以上と高い水準を維持できています。健診の結果、専門的な支援が必要と思われる子どもについては、市の各種相談事業へ案内したり、幼児教育研究所や教育委員会などの各種相談窓口へ紹介するなど、その後の相談・支援へのつなぎを行っています。また、中核市移行に伴う保健所設置以降は、発達相談なども市が独自に実施することにより、よりきめ細やかな相談や情報提供が可能となりました。

このように母子保健事業を中心とした健康相談の充実に取り組んできましたが、インタビュー調査などでは、これらの相談などにつながりにくい保護者がいることも指摘されています。

このため、今後も、乳幼児健診の受診勧奨に継続して取り組むとともに、健診から専門機関へのよりスムーズな紹介を行うなどの取り組みが必要です。

基本方針

発達の遅れや障害のある子どもに対する早期支援の窓口として、乳幼児健診などの母子保健事業の充実を図ります。

施策の方向

(1) 母子保健事業の充実

乳幼児健診のさらなる受診率向上を目指すとともに、発達の遅れや障害のある子どもに対する健診後の支援体制の充実を図ります。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
64	4 か月児健康診査、 10 か月児健康診査、 1 歳 6 か月児健康診査、 3 歳児健康診査の実施	乳幼児期の疾病などを早期に発見・支援するために、4 ヶ月・10 ヶ月・1 歳 6 ヶ月・3 歳児の健康診査を継続して行います。 数値目標 <乳幼児健診受診率> 平成 2 4 年度（実績）： 4 か月：96.1%、10 か月：91.8% 1 歳 6 か月：98.8%、3 歳：93.8% 平成 2 9 年度（目標）：各健診 100%	健康福祉部保健所 健康推進課
65	健診後の支援体制の充実	健診の結果、専門的な援助が必要と思われる乳幼児については、気になるお子さん相談、ことばの相談、ママパパきもち楽々相談会への案内や、幼児教育研究所や学校教育などの関係機関・部署に紹介するなど、必要な指導・支援を行います。 健診後の支援をより充実するため、保健師と保育士、臨床心理士などの専門職との連携強化を図ります。	健康福祉部保健所 健康推進課

2 . 切れ目のない療育・教育体制の確立

重点施策

現状と課題

発達の違いや障害がある子どもにとっては、乳幼児期から小学校・中学校・高校といった成長段階に応じつつ、一貫した支援が行われることが大切です。

しかしながら、障害者（児）生活実態調査によると、発達面で支援が必要と思われる子どもの保護者の約6割が乳幼児期から学校卒業まで相談・療育・訓練を一貫して行う機関が市内にないことに困っていると回答しています。

また、本市は、就学前の子どもなどの保育や発達支援に関する研究や相談・支援を行う療育機関として幼児教育研究所を設置していますが、利用者が増加傾向にあるため、専門的知識を有する職員の確保などによる機能強化が課題となっています。

さらに、インタビュー調査等においては、学校や専門相談機関側の意見として、支援が必要な子どもの増加傾向に対応するための人員の確保や、多様な障害に対応するための職員の専門性・資質向上が必要であること、保育所・幼稚園・認定子ども園・小学校・中学校・高校といった、関係機関間の連携強化が必要であることなどがあがっています。また、障害福祉と児童福祉、教育といった行政の関係部署間の連携強化についても指摘があります。

このような現状を踏まえ、障害のある子どもに対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行うしくみづくりや、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校などの関係機関間の連携強化、庁内関係部局連携による、総合的な支援体制の構築などに取り組む必要があります。

基本方針

福祉・教育・保健・医療分野の庁内外の連携を強化しつつ、乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない療育・教育体制の確立に向けて取り組みます。

施策の方向

(1) 乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・教育体制の確立

乳幼児期の療育・教育支援として、発達支援事業による相談や療育・訓練の充実を図ります。幼児教育研究所の機能強化や、幼稚園・保育所・学校などとの連携強化を図ります。

乳幼児期から学校卒業までの一貫した切れ目のない支援体制の確立に向けて取り組みます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
66	発達支援事業（専門家による相談事業）の充実	<p>発達の遅れや障害のある乳幼児などに対して、医師、臨床心理士、言語聴覚士などの専門家による相談事業を実施します。</p> <p>数値目標 <相談者数（延べ）> 平成24年度（実績）：710人 平成29年度（目標）：800人</p>	子ども未来部 幼児教育研究所
67	発達支援事業（療育・訓練事業）の充実	<p>発達の遅れや障害のある乳幼児などに対し、療育、訓練事業を通して、子どもの実態に応じたきめ細かな支援を実施します。</p> <p>数値目標 <利用者数（延べ）> 平成24年度（実績）：7,073人 平成29年度（目標）：8,000人</p>	子ども未来部 幼児教育研究所
68	幼児教育研究所の機能充実 【拡充】	療育担当者の資質の向上、相談、療育、訓練の担当者による協同的発達支援システムの構築等により、幼児教育研究所の機能の充実を図ります。	子ども未来部 幼児教育研究所
69	久留米市幼児教育研究推進委員会の開催（幼保小連携強化事業）	<p>幼保小の接続期の保育教育の充実のために、久留米市幼児教育研究推進委員会を中心とした合同研修会、連携担当者研修会の実施に努めます。</p> <p>数値目標 <参加者数（幼保小連携担当者研修）> 平成24年度（実績）：394人 平成29年度（目標）：500人</p>	子ども未来部 幼児教育研究所
70	障害児等療育支援事業	在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児（者）、精神障害者、難病患者等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
71	切れ目のない支援体制の確立 【拡充】	障害や発達面での支援が必要な子どもに関する包括的支援を、幼保小の区別なく一貫して行う体制の検討・整備を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課、 子ども未来部 幼児教育研究所 教育部 学校教育課

3 . 療育の充実

現状と課題

発達の違いや障害がある子どもの成長においては、その障害などの特性に配慮した適切な医療や保育・教育の提供が必要です。

障害者基本法では、平成 23 年の法改正により、基本的施策の一分野として「療育」が新設されており、障害などのある子どもが、可能な限り身近な地域で療育を受けられるような環境整備や専門職員の育成などにより療育の充実を図ることを、国や地方公共団体に求めています。

本市では、就学前の保育や教育については、認可保育園全園で発達の違いや障害のある子どもを受け入れているほか、私立幼稚園でも障害児受入れの取り組みが進められています。これらの保育・教育施設については、インタビュー調査等において、人員確保や職員の専門性向上などの課題が指摘されていることから、研修の支援など、これらの保育・教育施設に対するさらなる支援の充実が必要です。

基本方針

保育園・幼稚園・認定こども園と連携して、障害などのある子どもに対する就学前の保育・教育の充実を図ります。

発達障害の子どもが適切な支援を受けられるよう、関係者などに対する啓発や理解促進に取り組めます。

施策の方向

(1) 保育サービス等の充実

保育園での障害児加配や職員研修を継続して行います。

就学後の放課後対策として、障害児放課後対策事業（放課後の預かり）や地域の学童保育所での受入れを促進します。

障害などのある子どもを受け入れている私立幼稚園に対して、経費補助などの支援を行います。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
72	保育園職員の障害児加配	認可保育園で障害児や発達の違いのある児童を受け入れるため、保育士などの加配を継続します。	子ども未来部 児童保育課
73	久留米市保育所連盟研修事業	多様化する保育ニーズに適切に対処できる保育士を育成するため、公私立保育所の職員に対する研修を行います。 数値目標 <参加者数> 平成 24 年度（実績）：4,097 人	子ども未来部 幼児教育研究所

		筑後地方保育研究事業研究大会による増 平成29年度(目標):3,800人	
74	障害児放課後対策事業の充実	障害のある児童生徒を対象とした放課後対策事業を継続するとともに、空き教室以外の保育施設の確保や土曜日の活動内容などについて検討していきます。 数値目標 <利用者数> 平成24年度(実績):83人 平成29年度(目標):102人 <利用日数(延べ)> 平成24年度(実績):4,597日 平成29年度(目標):5,637日	健康福祉部 障害者福祉課
75	学童保育所指導員の障害児加配	学童保育所で障害児や発達の遅れのある児童を受け入れるため、指導員の加配を継続します。	子ども未来部 子ども育成課
76	私立幼稚園への心身障害児教育振興補助金の交付	心身障害児が在園する市内幼稚園に対し、心身障害児教育に係る経費の一部を補助します。	子ども未来部 子ども育成課

(2) 発達障害などへの適切な支援

発達障害などに対する理解を促進するため、発達障害に関する情報提供・啓発に取り組みます。

幼稚園、保育園、認定こども園、学校などの教職員等に対して、発達障害などに関する研修を行います。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
77	発達面で支援が必要な子どもについての情報提供と啓発 【拡充】	広報紙やチラシ・パンフレットなどの媒体や、保健・保育・教育などの各種相談事業、講演会などを通じて、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症などの発達面での支援が必要な子どもに関する情報を提供し、障害に対する知識の普及と理解促進を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
78	幼稚園教諭などへの研修の実施	幼稚園教諭などを対象に、発達障害についての研修を実施します。	子ども未来部 子ども育成課
79	学童保育所指導員などへの研修の実施	学童保育所指導員などを対象に、発達障害についての研修を実施します。	子ども未来部 子ども育成課
80	教職員などへの研修の実施	小・中・高等学校や特別支援学校などの教職員を対象に、発達障害についての研修を実施します。また、保育士を対象に統合保育研修などを実施します。 数値目標 <市教育委員会主催の研修会開催回数> 平成24年度(実績):年3回 平成29年度(目標):年3回	教育部 教育センター

4 . 学校教育の充実

現状と課題

学校教育においては、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、年齢や能力に応じ、かつ特性を踏まえた教育を、可能な限り障害のない児童生徒とともに受けることができるしくみであるインクルーシブ教育システムの構築が必要とされています。

本市ではこのようなインクルーシブ教育のための環境づくりとして、学校での訪問看護への利用料援助や学校施設のバリアフリー化、教職員に対する特別支援教育研修などの学校教育の充実に取り組んできました。

しかしながら、障害者（児）生活実態調査によると、教育に関する要望として4割強の保護者が「専門知識を持った教職員の増員」をあげており、教職員の確保やさらなる資質向上が求められていることがわかります。また、インタビュー調査等では、学校側の意見として、教職員などの人材確保や資質向上のほか、学校施設のバリアフリー化や医療的ケアなどへの配慮、視覚指導用具などの教育的ニーズに応じた支援機器の充実などの意見があがっています。

また、ともに学ぶ環境づくりを進めると同時に、個別の教育的ニーズのある子どもに対し、将来の自立と社会参加を見据えて、各成長段階での教育的ニーズに最適な指導を提供できるよう、通常の学級や通級指導、特別支援学級や特別支援学校という多様な学びの場があることが大切です。

本市では、このような多様な学びの場として、通級指導教室や特別支援学校での教育の充実に努めていますが、通級指導教室の利用者増への対応など、利用者のニーズに対応した環境改善や機能充実が必要となっています。

基本方針

教職員の人材確保や資質向上、学校施設のバリアフリー化など、障害のある児童生徒が可能な限り障害のない児童生徒とともに学べる環境づくりに取り組みます。

個別の支援ニーズに応じた適切な教育が行えるよう、通級指導教室や特別支援学校などの多様な学びの場の確保・充実に努めます。

施策の方向

(1) 特別支援教育の推進

地域の特別支援教育の中核として久留米市特別支援学校のセンター機能の充実に努めるとともに、教職員研修などにより、特別支援教育の充実に努めます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
81	就学指導の充実	障害児の適切な就学のために、医療・福祉・心理・学校教育分野の専門委員の意見をもとに保護者への就学指導などを行います。 数値目標 <就学先一致> 平成24年度(実績):97% 平成29年度(目標):99%以上	教育部 学校教育課
82	特別支援教育に関わる教職員研修	特別支援教育についての校内研修会(年1回)や市教育委員会主催の研修会を開催します。 数値目標 <特別支援教育についての研修を受けた教職員の割合> 平成24年度(実績):90% 平成29年度(目標):95%	教育部 学校教育課
83	通級指導教室	通級指導教室を継続し、周知と利用促進に努めます。 数値目標 幼児教育研究所における保護者への通級に関する研修回数を毎年度1回以上実施	教育部 学校教育課
84	久留米特別支援学校のセンター的役割の充実	久留米特別支援学校が地域の特別支援教育の中核として機能するよう、教職員研修の充実や、関係機関とのネットワークづくりを進めます。 数値目標 <校内研修会開催回数> 平成24年度(実績):年3回 平成29年度(目標):年4回以上 <関係機関とのネットワーク会議開催回数> 平成24年度(実績):年1回 平成29年度(目標):年3回	教育部 学校教育課

(2) 多様なニーズに対応する教育の充実

医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、学校への訪問看護等の支援に取り組みます。

学校卒業後の進学・就職に向けた適切な進路指導や職業教育の充実に努めます。

市立高校での特別支援教育の検討やスクールカウンセラーの活用などにより、障害のある児童生徒の多様なニーズに対応する教育の充実に努めます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
85	学校訪問看護支援事業	医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者に対して、訪問看護を学校で利用する際の費用を補助します。	教育部 学校教育課

86	医療的ケア対応事業	久留米特別支援学校での医療的ケアを要する児童生徒への対応を充実するため、医療的ケア実施体制整備事業運営協議会を設置し、医療的ケアのあり方について検討するとともに、看護師を配置します。また、保護者待機をなくすために看護師増員に取り組みます。	教育部 学校教育課
87	進路指導・職業教育の充実	職場実習の時間中に進路指導助手を市費で配置します。また、関係機関と連携して実習先でのジョブコーチの活用を検討し、充実に努めます。 数値目標 <卒業後 一般就労した生徒の割合> 平成24年度(実績):7% 平成29年度(目標):9%	教育部 学校教育課
88	市立高校での特別支援教育のあり方の検討	特別支援学級の設置や通常の学級に在籍する生徒への対応などを含め、市立高校での特別支援教育のあり方について検討します。	教育部 学校教育課
89	スクールカウンセラー活用事業	全校に配置されるスクールカウンセラーが発達障害児の教育についても適切な相談・支援を行えるよう、スクールカウンセラーの確保及び小中学校のスクールカウンセラー相互の連携に努めます。 数値目標 <小・中学校、特別支援学校スクールカウンセラー配置数> 平成24年度(実績):各校1人 平成29年度(目標):各校1人(委託20人、市常駐1人)	教育部 学校教育課

(3) 学校教育施設のバリアフリー化

小・中学校や特別支援学校、市立高校などにおいて、障害のある児童生徒に配慮した施設・設備の整備や改善に取り組みます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
90	特別支援学校施設維持管理建設事業	久留米特別支援学校について、生徒の障害状況に応じた必要な設備などの整備を進めます。	教育部 学校施設課
91	小中学校施設・設備の改善	小中学校のバリアフリー化のため、学校施設定期点検や学校からの情報収集に努め、適切に対応していきます。 目標 ・平成34年度までに全小中学校に多目的トイレ設置 ・校舎改築事業に併せエレベーターの設置に努める	教育部 学校施設課

5 . 社会教育の充実

現状と課題

「教育」は学校だけで行われるものではなく、社会に出てからも何かを学んでいくことが大切であり、障害の有無に関わらず、そのような学びの機会が確保されることが大切です。

本市では、障害者が地域で行われる生涯学習の場に参加しやすい環境づくりとして、校区コミュニティセンター（校区公民館）や体育施設などのバリアフリー化、学習会などへの手話通訳派遣などに取り組んできました。

今後も、関連施設のバリアフリー化などにより、障害者が地域の中で生涯学習などに参加しやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

基本方針

障害者の社会教育を推進するため、生涯学習などに参加しやすい環境づくりに取り組みます。

施策の方向

（１）生涯学習の推進

地域での生涯学習活動を推進するとともに、障害者がこれらの活動に参加できるよう、情報提供や受入れのための配慮に努めます。

生涯学習センターや図書館などの生涯学習に係る施設において、障害者の利用に配慮した環境や備品などの整備に取り組めます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
92	チャレンジ土曜塾の実施【拡充】	校区コミュニティセンターを中心として行われている「チャレンジ子ども土曜塾」については、各校区社会教育団体と連携して、企画・運営面や諸活動について支援を行います。	市民文化部 生涯学習推進課
93	校区コミュニティセンター（公民館）での委嘱学級や自主学級における手話通訳の実施	校区コミュニティセンター（公民館）での委嘱学級や自主学級において、参加者募集の際には、館報やチラシなどで手話通訳、一時保育についてPRするよう説明会で指導するとともに、これらの経費の補助を行います。	市民文化部 生涯学習推進課
94	学習活動の支援	生涯学習センターにおいて、聴覚障害者に対応できる学習室の提供など、障害者の利用に配慮した学習・活動の場を提供します。	市民文化部 生涯学習推進課

95	手話通訳者・要約筆記者派遣 (再掲：事業 19)	市主催の学習会・講演会などに手話通訳者や要約筆記者を配置し、聴覚障害者の社会参加の機会の拡大と、活動の支援に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課、 全 庁
96	点字・録音図書資料の整備充実	図書館での録音図書・点字図書を充実するとともに、利用者のニーズに応えられるように音訳・点訳ボランティアの技術向上のため研修を行います。利用者からのリクエストの割合を製作図書数に反映させると共に、プライベートサービスの充実に努めます。 数値目標 <蔵書数> 平成 24 年度(実績) 録音/カセット：11,157 タイトル 録音/デージー：389 タイトル 点字：3,581 タイトル 平成 29 年度(目標) 録音/カセット：11,375 タイトル 録音/デージー：690 タイトル 点字：3,630 タイトル	市民文化部 中央図書館

(2) 社会教育施設のバリアフリー化

校区コミュニティセンター(公民館)などの社会教育施設について、障害者に配慮した施設・設備の充実に努めます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
97	校区コミュニティセンター(公民館)建築費助成	校区コミュニティセンター等が障害者にとって利用しやすい施設となるよう、継続して建築費などの一部を助成します。	協働推進部 地域コミュニティ課
98	社会体育施設のバリアフリー化 (再掲：事業 151)	「スポーツ振興基本計画」(平成 18 年度策定)において、障害者や高齢者にとって使い勝手の良い施設の整備を意識し、生涯スポーツの振興を図るため、施設のバリアフリー化を推進します。 数値目標 新設施設のバリアフリー実施率 100%	市民文化部 体育スポーツ課
99	文化施設整備事業 (再掲：事業 154)	各種文化施設において障害者の利用に配慮した施設整備に努めます。	市民文化部 文化振興課

第4章 自立して暮らし続けるために

【分野】 7 雇用・就労

8 生活支援

9 保健・医療

1 . 一般就労の促進

現状と課題

障害者の自立にとって就労は重要であり、働く意欲がある障害者が一般就労できる環境づくりが必要です。

本市では、一般就労のための訓練や就職後の職場定着等の支援を行う就労移行支援事業所の整備を進めたことにより、一般就労する人も徐々に増加していますが、障害者（児）生活実態調査によると、障害者の一般就労率は、最も高い30歳代でも4割を下回っています。また、法定雇用率を達成している企業・事業所も全体の半数以下に留まるなど、依然として少ない状況です。

就労できた場合でも、就労に関してさまざまな課題を抱えている人が多く、障害者（児）生活実態調査では、仕事上の悩み・困りごととして、収入が少ないことや障害への周囲の理解不足、人間関係やコミュニケーションが難しいことや体調不良時の休暇取得が難しいことなどが上位にあがっています。

このような就労に係る悩みを解決し、障害者が一般就労し続けられる環境をつくるためには、企業・事業所の理解・協力が不可欠です。

このため、企業・事業所に対して障害者基本法や障害者雇用促進法における雇用のうえでの合理的配慮の概念などの周知を図るとともに、障害者や企業・事業所に対し、就労や雇い入れに向けたきめ細やかな支援が必要です。

基本方針

障害者の一般就労への移行と職場定着の支援に取り組みます。

企業・事業所に対して、障害者雇用に対する理解促進を図るとともに、市の業務委託等などの機会を活用して、障害者の就労機会の提供に努めます。

施策の方向

(1) 一般就労移行への支援

就労移行支援事業や障害者就業支援などにより、障害者の一般就労と職場定着支援に取り組みます。

企業・事業所に対する関連法制度などの情報提供や雇用優良事業所の表彰などにより、障害者雇用に対する理解促進を図ります。

市が行う業務委託や入札、企業誘致などの機会を活用して、障害者の就労機会の提供に努めます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
100	就労移行支援事業の推進	<p>一般就労を目指して訓練を行う場として就労移行支援事業の基盤整備を図るとともに、就労支援事業所での就業・生活支援センターやジョブコーチなどの活用を促進します。</p> <p>数値目標 <利用者数> 平成24年度(実績):118人 平成29年度(目標):153人 <利用入日数(延べ)> 平成24年度(実績):2,273人日/月 平成29年度(目標):2,892人日/月</p>	健康福祉部 障害者福祉課
101	障害者雇用に関する情報発信	事業所(産業団地等への誘致企業を含む。)に対して、障害者雇用に関する法令や制度などの情報を提供し、障害者雇用に関する理解促進を図ります。	商工観光労働部 労政課、 商工観光労働部 企業誘致推進課
102	雇用優良事業所の表彰	障害者を積極的に雇用している事業所等を雇用優良事業所(障害者雇用部門)として表彰し、PRに努めます。	商工観光労働部 労政課
103	障害者への就労機会の提供	特定非営利活動法人へ白色トレイの選別・保管業務の業務委託を行っており、今後も障害者に適した委託業務の開拓に努めます。	環境部 資源循環推進課
		障害者団体に印刷業務等の委託を行っており、今後も障害者の就労の機会を提供することに努めます。	総務部 情報政策課
104	入札などでの障害者雇用事業所の優遇	建設工事の入札参加資格において、障害者の雇用状況により評点の加算を行います。	総務部 契約課
105	市職員等への障害者の雇用環境及び職場環境の整備	市職員採用試験については、障害者に配慮した環境整備を行うとともに、職場環境の整備、職員の意識改革、及びその他の雇用の場の確保などに取り組みます。	総務部 人事厚生課
106	障害者就業支援	障害者が、地域の中で安心して働き、安定した生活を送るため、ハローワークや地域の就労支援関係機関と連携し、必要な相談・支援や面談会、企業向けの雇用促進セミナー等を行います。	商工観光労働部 労政課
		<p>数値目標 <職業訪問による定着支援件数> 平成24年度(実績):150件 平成29年度(目標):150件以上</p>	

2 . 福祉的就労の充実

現状と課題

障害の特性や年齢などの事情から、一般就労が難しい障害者が、働く喜びを実感し生きがいを持って働けるよう、福祉的就労の場を提供することも大切です。

本市では一般就労が難しい障害者の雇用の場として、就労継続支援事業所（A型・B型）の整備を進めたことにより、当該事業を利用して福祉的就労をする人も徐々に増加しています。

また、就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどで作成した製品について、総合福祉会館などで展示販売を行うなど、製品の販路拡大の支援にも取り組んでいます。

今後は、就労継続支援事業所が、障害者の福祉的就労の場としてよりよいものとなるよう、事業所の経営力強化や工賃向上などに向けた取り組みの検討も含め、必要な助言や支援を行うことも大切です。

基本方針

就労継続支援事業の基盤整備を進め、一般就労が難しい障害者の福祉的就労の場の確保・充実に努めます。

施策の方向

(1) 福祉的就労の場の確保

事業所などと連携して、就労継続支援事業の基盤整備を進めます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
107	就労継続支援事業（A型）の基盤整備	<p>障害者の社会的雇用の場の充実を図るため、事業所と連携して就労継続支援事業（A型）の基盤整備を進めるとともに、事業所の安定運営のための支援に努めます。</p> <p>数値目標 <利用者数> 平成24年度（実績）：152人 平成29年度（目標）：271人 <利用入日数（延べ）> 平成24年度（実績）：3,135人日/月 平成29年度（目標）：5,610人日/月</p>	健康福祉部 障害者福祉課
108	就労継続支援事業（B型）の基盤整備	<p>一般就労が困難な障害者の就労の場として、事業所などと連携して就労継続支援事業（B型）の基盤整備を進めます。</p> <p>数値目標 <利用者数> 平成24年度（実績）：334人 平成29年度（目標）：415人 <利用入日数（延べ）> 平成24年度（実績）：5,927人日/月 平成29年度（目標）：7,470人日/月</p>	健康福祉部 障害者福祉課

3 . 就労支援の充実

現状と課題

障害者が仕事に就き、働き続けるためには、就労に必要な知識や技術の習得はもとより、就労も含めた生活全般に対する総合的な支援があることが必要です。

このため、本市では、相談支援事業所において就労も含めた生活全般の相談支援を行っているほか、職業訓練センターの職業能力習得講座への助成などにより、障害者の職業能力の習得・向上支援などに取り組んでいます。

今後もこれらの関係機関などと連携して、障害者に対する就労相談や職業能力習得などの支援に取り組むとともに、就労支援をさらに推進していくために、学校や企業・事業所、医療機関、行政など障害者の就労支援に係るさまざまな分野の関係機関のさらなる連携強化を図ることが必要です。

基本方針

障害者の就労及び職場定着を支援するため、就労に関する相談支援体制の充実や職業能力の習得支援に取り組めます。

久留米市障害者地域生活支援協議会などにより、就労支援に係る関係機関などの連携強化を図ります。

施策の方向

(1) 就労に関する相談体制の充実

障害者の生活全般の相談・支援を行う相談窓口（相談支援事業所）の整備を進め、当該相談窓口での就労に関する相談の充実に努めます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
109	障害者相談支援体制の整備 (再掲：事業 46) 【拡充】	地域バランスや中立公平性の確保を考慮しながら、障害者などが利用しやすい相談支援体制づくりを進めます。また、基幹相談支援センターの機能の確立等について検討を行います。	健康福祉部 障害者福祉課

(2) 職業能力の習得支援

関係機関と連携して、障害者の職業能力習得のための機会を確保するとともに、市役所内での障害者職場実習の受入れに向けた取り組みを進めます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
110	職業能力習得講座の支援	久留米地域職業訓練センターに対して、障害者の職業技能を高めるための講座の開催費用を助成します。また、県立久留米高等技術専門校と連携し、障害者向け訓練科目の案内や広報を行います。	商工観光労働部 労政課
111	障害者職場実習の受入体制の構築に向けた職員研修の実施 【新規】	障害者の就労支援（職場実習の受入）の推進に向けて職員研修を実施し、職員、職場の理解と意識啓発に努めます。	総務部 人材育成課

(3) 関係機関・企業などとの連携

「久留米市障害者地域生活支援協議会」での関係機関などの連携強化の一環として、障害者の就労に係る各種関係機関や企業・事業所、学校、障害者関連事業所などの連携強化を図ります。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
112	地域生活支援協議会の運営 (再掲：事業 47)	「久留米市障害者地域生活支援協議会」を中心に、地域の障害者に関する相談支援体制の連携強化を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課

4 . 住まいの確保と居住支援の充実

重点施策

現状と課題

障害者が地域で暮らし続けるためには、その基盤として、安心して生活できる住まいが必要です。

本市では障害者の住まい確保のため、市営住宅への障害者優先入居やグループホームなどの整備に取り組んできました。今後は、少子高齢化のさらなる進行などにより、障害者の高齢化や一人暮らしの増加などが予測されるため、グループホームなどの障害者が安心して生活できる共同生活の場などの確保がより一層重要になります。

また、民間賃貸住宅については、貸主や周囲の住民の障害に対する偏見や、病状が急変した場合などの緊急時に対する不安等から、入居が難しい状況にあるため、障害に対する理解促進や、貸主・入居者双方が安心して賃貸契約を結べるようなしくみづくりが必要です。

また、障害者の地域生活のためには、住まいの確保に加え、そこで暮らし続けるためのさまざまな支援が必要です。障害者（児）生活実態調査では、生活に必要な支援・サービスとして「何かあったときすぐ相談できる相談支援」や「常に見守ってくれるような見守り支援」が望まれています。本市では相談支援事業所において、住まいの確保などの地域移行支援や移行後の生活継続のための相談支援を行っていますが、今後も地域の関係団体などと連携して、障害者の自立を見守りながら、必要な支援を行っていくことが必要です。

基本方針

障害者が安心して地域で暮らし続けることができるよう、グループホーム整備などによる住まいの確保と居住支援に取り組みます。

施策の方向

(1) 住まいの確保

市営住宅への優先入居や不動産業者との協力により、障害者の住まいの確保を支援します。グループホームなどの共同生活の場の整備に取り組みます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
113	市営住宅申し込みの優遇	市営住宅入居者募集において、定期募集と重複応募可能な別枠募集を行います。 数値目標 <別枠募集回数> 平成24年度（実績）：年2回 平成29年度（目標）：年2回	都市建設部 住宅政策課
114	不動産業者との協力	障害者の住まい確保支援のため「あんしん賃貸住宅協力店」の情報提供をします。	健康福祉部 障害者福祉課

		また、不動産業者に対し、障害者に対する賃貸住宅の斡旋、情報提供について、理解・協力を求めます。	
115	居住系サービスの整備促進 【拡充】	グループホームなどの計画的な整備を図ります。 数値目標 <利用者数> 平成24年度(実績)：188人/月 (グループホーム67、ケアホーム120、福祉ホーム1) 平成29年度(目標)：210人/月(グループホーム)	健康福祉部 障害者福祉課
116	市営住宅のグループホーム対応の研究	既存の市営住宅がグループホームとして利用できるよう、制度の研究と仕組みづくりを行います。	健康福祉部 障害者福祉課、 都市建設部 住宅政策課

(2) 居住支援の充実

住宅入居等支援(居住サポート)事業により、障害者の一般住宅への入居や地域生活継続の支援を行います。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
117	住宅入居等支援(居住サポート)事業の実施(相談支援強化事業)	地域生活支援事業の「相談支援事業」の強化事業として、適切な対応ができる委託先を確保し、実施します。 数値目標 <サポート件数> 平成24年度(実績)：9件(人) 平成29年度(目標)：13件(人)	健康福祉部 障害者福祉課

5 . 在宅福祉サービスなどの充実

重点施策

現状と課題

障害者の地域での生活を支えるうえで、在宅福祉サービスは重要な役割を担っています。

障害者（児）生活実態調査によると、地域生活に必要な条件として「ホームヘルプ等の日常生活の介助が十分に受けられること」が重視されており、また、生活に必要な支援・サービスとして約4人に1人が「家事等の支援」をあげていることから、そのニーズの高さがうかがえます。

このようなニーズに対応するため、本市では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを中心に、障害者の日常生活支援や介助のための各種在宅福祉サービスを提供しており、訪問系サービスの利用も年々増加しています。

今後は障害者の高齢化や障害の重度化・重複化等の状況も見据えつつ、障害者の自立生活に必要な在宅福祉サービスのさらなる充実を図ることが求められています。なお、障害福祉サービスについては、障害者総合支援法により難病患者の利用が可能となったことから、今後は難病患者の利用に配慮していくことも必要です。

また、障害者（児）生活実態調査によると、障害者の日常の介助や身の回りの支援は、主に配偶者や親などの家族が担っている状況にあり、家族による介助の抱え込みが懸念されます。このため、短期入所や日中一時支援等の家族の介助負担を緩和・軽減するための取り組みの充実も必要です。

あわせて、障害の状態が重く、手厚い支援を要する重症心身障害児（者）については、地域生活への移行・定着等の支援体制が十分に確立できていないため、生活に必要な支援・サービスの提供に向けて取り組みを進めていくことが大切です。

基本方針

障害者の地域での自立生活を支えるため、日常生活の支援や介助に必要な各種在宅福祉サービスの充実を図ります。

障害者を介助する家族の負担緩和・軽減のための支援（レスパイトケア）や重症心身障害者児（者）に対する支援の充実を図ります。

施策の方向

（1）日常生活の支援や介助サービスの充実

生活支援や介助サービスをはじめとした各種障害福祉サービスが適正に提供されるよう、サービス事業者（福祉事業所）への指導・監査を行います。

障害者の日常生活支援や介助のための訪問系サービスなどの充実を図ります。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
118	福祉事業所の適正運用の推進 【新規】	福祉事業所に対して、実地指導、監査を実施し、適正な運営の確保を図ります。 また、新規事業所の設置についても、関係法令等の規定に基づき、適正なものとなるよう努めていきます。	健康福祉部 障害者福祉課
		数値目標 平成 29 年度までに、延べ 120 か所の福祉事業への実地指導を実施	
119	訪問系サービスの充実	在宅生活を支える訪問系サービスの質・量両面での充実を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
		数値目標 <利用者数> 平成 24 年度（実績）：546 人 平成 29 年度（目標）：721 人 <利用時間数（延べ）> 平成 24 年度（実績）：15,622 時間 / 月 平成 29 年度（目標）：20,773 時間 / 月	
120	地域生活支援事業の充実	訪問入浴サービスなどの地域生活支援事業を充実します。	健康福祉部 障害者福祉課
		数値目標 <利用者数> 平成 24 年度（実績）：20 人 平成 29 年度（目標）：32 人	
121	久留米市社会福祉協議会実施事業の周知	久留米市社会福祉協議会と連携して、福祉器具貸出や生活福祉資金貸付事業などの周知と利用促進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課

(2) レスパイトケアなどの充実

家族介助者の負担緩和や軽減のため、日中一時支援事業などのレスパイトケアの充実を図ります。

重症心身障害児（者）に対する相談支援体制や短期入所などのサービスの充実を図ります。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
122	重症心身障害児者の地域生活を支援する相談支援体制の充実・強化 【新規】	医療・福祉部門等の連携のもと重症心身障害児者の地域生活移行・定着等を支援するための相談支援体制の充実・強化を目指します。	健康福祉部 障害者福祉課
123	レスパイトケアの充実	「日中一時支援事業」などに取り組みレスパイトケアの充実を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
		数値目標 日中一時支援事業（障害児タイムケア含む） <利用者数> 平成 24 年度（実績）：178 人	

		平成 2 9 年度（目標）：189 人 < 利用入日数（延べ）> 平成 2 4 年度（実績）：808 人日 / 月 平成 2 9 年度（目標）：834 人日 / 月	
124	重症心身障害児者などの日中活動及び短期入所の場の確保 （再掲：事業 143） 【拡充】	医療的ケアを要する障害児者の日中活動及び短期入所の場の設置について、医療機関等関係機関と連携・協力しながら、整備に努めます。 数値目標 < 市内の受入施設整備数 > 平成 2 4 年度（実績）：日中活動 6 か所 短期入所 3 か所 平成 2 9 年度（目標）：日中活動 10 か所 短期入所 7 か所	健康福祉部 障害者福祉課

6 . 外出支援の充実

現状と課題

地域生活を送るうえで外出は必要不可欠な活動であり、障害者（児）生活実態調査でも生活に必要な支援・サービスの上位に通院支援やその他の日常生活での外出支援があがっています。

また、移動支援事業の利用者数は第1期計画の期間中に目標を上回る実績の年度がみられることから、外出や移動に対する支援ニーズが高いことがわかります。

このような障害者のニーズを踏まえて、外出支援サービスの量的な充実に向けた取り組みを進める必要があります。

さらに、公共交通機関やタクシー、自家用車などを利用して外出する人も多いため、それらに係る費用負担の軽減や、外出先に関するバリアフリー情報の提供など、総合的な外出支援策が求められています。

基本方針

障害者の自立と社会参加支援の一環として、移動支援事業をはじめとした外出支援に係る施策の充実を図ります。

施策の方向

(1) 外出支援サービスの充実

移動支援事業やタクシー料金の助成などにより、障害者の外出を支援します。

障害者の外出に役立つ情報の提供や外出しやすい環境づくりに努めます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
125	移動支援事業の実施	「移動支援事業」に取り組み、外出支援の充実を図ります。 数値目標 <利用者数（延べ）> 平成24年度（実績）：243人/月 平成29年度（目標）：270人/月 <利用時間数（延べ）> 平成24年度（実績）：3,280時間/月 平成29年度（目標）：3,945時間/月	健康福祉部 障害者福祉課
126	タクシー基本料金助成事業の実施	身体障害者手帳所持者（1～2級）、療育手帳所持者（A判定）、精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）に対して、福祉タクシー券を継続して交付します。	健康福祉部 障害者福祉課
127	身体障害者自動車購入・改造補助事業の実施	障害者が自分で運転する車を障害にあわせて改造（購入）する場合、または介護者が車椅子運搬用に車を改造（購入）する場合に、その費用の一部を助成します。	健康福祉部 障害者福祉課
128	障害者自動車免許取得助成事業の実施	障害者が、就業等のため運転免許を取得する場合、その費用の一部を助成します。	健康福祉部 障害者福祉課

129	外出支援情報の提供の充実	障害者が外出時に必要なバリアフリー情報等を整備提供します。	健康福祉部 障害者福祉課
130	タウンモビリティ運営事業業務委託	NPO 法人シニア情報プラザ久留米と連携して、高齢者や障害者などの歩行弱者に対しての来街支援を行っており、関係部局やNPO 法人と連携し、活動の充実に努めます。	商工観光労働部 商工政策課

7 . 生活安定施策の充実

現状と課題

障害者（児）生活実態調査によると、地域で生活するために必要な条件として「生活するのに十分な収入があること」が第1位にあがっており、市が重点的に進めるべきこととしても「年金や手当の充実」「医療費の助成」が上位にあがるなど、生活費の確保や経済的負担軽減を重視する人が多くなっています。このため、各種年金や手当、貸付や助成制度等の周知などにより、障害者の生活の安定を図ることが必要です。

また、平成25年に施行された障害者優先調達推進法により、国や地方公共団体などの公的機関が物品やサービスを調達する場合、障害者就労施設などから優先的・積極的に購入することが努力義務として規定されました。このため、障害者就労施設や自営で働く人の経済的自立の一助として、同法に基づく優先調達（購入）を進めるための取り組みが必要です。

基本方針

障害者の生活安定を図るため、障害者優先調達推進法に基づく優先調達の推進や、国・県などと連携した経済的負担の軽減に努めます。

施策の方向

（1）障害者優先調達推進に係る取り組み

障害者就労施設等からの物品などの優先調達を推進するとともに、セルフ製品の販売支援に努めます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
131	障害者就労施設等からの優先調達の推進【新規】	市の事業に要する物品、役務について、障害者就労施設等からの調達を推進し、障害者の経済的基盤確立を支援します。	健康福祉部 障害者福祉課、 総務部 契約課
132	セルフ製品販売拠点の設置支援	障害者就労施設等で製造されるセルフ製品の販売場所の提供や製品展示等の支援に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課

（2）経済的負担の軽減

諸手当や生活福祉資金の貸付などの周知に努めます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
133	年金・手当制度の周知	障害基礎年金や特別障害者手当などを紹介したハンドブック等により、各種制度の周知に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
134	生活福祉資金貸付事業の周知	久留米市社会福祉協議会が行う「生活福祉資金貸付事業」の周知と利用促進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課

8 . 保健サービスの充実

現状と課題

障害の発生時期や原因はさまざまであり、市民のライフステージに応じた障害の原因となる疾病などの発生予防と早期発見・早期治療に取り組むことが大切です。

本市では、市民の健康づくり推進と保健医療施策の拠点として保健センターを整備しており、平成 25 年度からは新規 2 か所を含む 5 か所のセンター体制で、健康づくりに関する啓発や健康教育、健康相談、健（検）診などを実施しています。今後もこれらの保健事業を中心に、障害者を含む市民の疾病予防・早期発見などの健康づくりを支援していくことが必要です。

また、不況の長期化や社会環境の多様化等によるストレスなどによって、うつ病等の心の病を抱える人が増加していることから、学校や企業、地域などと連携して、心の健康づくりに関する取り組みを進めることも大切です。

基本方針

障害の原因となる疾病などの予防や早期発見のため、各種保健事業を推進し、市民の心身の健康づくりを支援します。

施策の方向

(1) 保健事業の充実

健康教育・健康相談や各種検診（健診）などの保健事業を推進します。

保健情報システムの活用や保健センター整備などにより、市民の健康づくりに関する相談・支援体制の充実を図ります。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
135	保健事業の実施	生活習慣病予防などの市民の健康増進のため、健康教育・健康相談、各種がん検診などの保健事業を推進します。 また、各種保健事業の実施にあたっては障害者が利用しやすい環境づくりに努めます。 数値目標 < 健診受診率 > 平成 2 4 年度（実績） 胃がん：3.9%、子宮頸がん：18.1% 乳がん：18.8%、肺がん：18.9% 大腸がん：17.8%、前立腺がん；17.5% 平成 3 4 年度（目標） 「第 2 期健康くるめ 21 計画」における目標 胃がん：10%以上	健康福祉部保健所 健康推進課

		子宮頸がん：40%以上 乳がん：40%以上 肺がん：30%以上 大腸がん：30%以上 前立腺がん：30%以上	
136	障害者歯科健診補助事業	久留米歯科医師会と連携して、障害者に対する歯科検診を推進し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。	健康福祉部保健所 健康推進課
137	保健情報システムの活用	市民の健康づくりに関する助言・指導を適切に行うため、健診結果などの保健事業の情報を一元的に管理する「保健情報システム」を活用します。	健康福祉部保健所 健康推進課
138	保健センターの整備	障害の早期発見なども含む市民の健康づくり及び保健の向上に関する施策を推進するとともに、市民の主体的な健康づくりを支援する拠点として、保健センターを整備します。	健康福祉部保健所 地域保健課

(2) 心の健康づくりの推進

関係機関と連携して、心の健康づくりや自殺予防、精神障害などに関する啓発・広報に取り組みます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
139	精神障害などに関する啓発・広報の推進	学校・企業などと連携した講演会などの実施や、パンフレット・広報紙などにより、心の健康づくりや自殺予防、精神障害などについての普及啓発に努めます。	健康福祉部保健所 保健予防課、 健康福祉部 障害者福祉課

9 . 医療サービスの充実

現状と課題

障害者（児）生活実態調査によると、地域で生活するために必要な条件の第2位に「主治医のいる医療機関が近くにあること」があがっているほか、市が重点的に進めるべきこととして「医療費の助成」が上位にあがっており、医療サービスに対する障害者のニーズが高いことがわかります。この傾向は特に精神障害者や難病患者で顕著であり、インタビュー調査においても難病患者を中心に医療費の負担軽減などに対する要望があげられています。

このため、自立支援医療や重度障害者医療制度などの公費負担制度、現在見直しが行われている難病患者に対する新たな医療費助成制度などを広く周知し、必要としている人が適切に医療サービスを利用できるよう支援することが大切です。

また、地域の医療機関と連携して必要なサービスが受けられる環境整備に取り組むことも大切です。

基本方針

障害者が適切な医療サービスを受けられるよう、関連情報の提供などの支援に取り組みます。

施策の方向

（1）適切な医療サービスの提供

医療費の負担軽減に係る制度などの周知に努めます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
140	自立支援医療、重度障害者医療制度の周知	パンフレットや広報紙などにより、自立支援医療や重度障害者医療制度などの医療費公費負担制度の周知に努めます。	健康福祉部 医療・年金課、 健康福祉部 障害者福祉課
141	特定疾患治療研究事業の周知	広報紙などにより、特定疾患治療研究事業（医療費助成制度）の周知に努めます。	健康福祉部保健所 健康推進課、 健康福祉部 障害者福祉課

第5章 生きがいを持って自分らしく生きるために

【分野】 10 日中活動

11 社会活動

1. 日中活動の促進

現状と課題

障害者が地域で自分らしく生活するためには、障害者の状態や年齢、意向などに応じて、さまざまな日中活動の場があることが大切です。

本市では、生活介護や療養介護などの日中活動系サービスの提供により障害者の地域生活の援助に取り組んだほか、地域活動支援センターや精神障害者の交流の場としてのオープンスペースの運営を支援し、日中活動や交流、仲間づくりの場の充実を図ってきました。

今後も障害者が希望に応じてさまざまな日中活動を選ぶことができるよう、日中活動の場や関連サービスの質・量両面での拡充を図ることが必要です。

特に精神障害者については、利用できる日中活動系サービスが少ないとの指摘があるため、サービス提供事業者に精神障害に対する理解促進を図り、精神障害者の地域での日中活動の場を拡大していくことが必要です。

基本方針

多様な日中活動の選択肢を確保するため、介護給付、訓練等給付などの日中活動系サービスの充実を図ります。

障害者の日中活動や交流、仲間づくりの場として、地域活動支援センターやオープンスペースでの活動促進に取り組みます。

施策の方向

(1) 日中活動系サービスの整備

日中活動系サービスや重症心身障害児(者)の短期入所などの充実を図ります。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
142	日中活動系サービスの充実	事業所や地域活動支援センターなどと連携して、障害者総合支援法の日中活動系サービスの基盤整備を進めます。 数値目標 <生活介護（利用人数[延べ]）> 平成24年度（実績）：13,497人日/月 平成29年度（目標）：13,978人日/月 <療養介護（利用人数）> 平成24年度（実績）：88人/月 平成29年度（目標）：90人/月 <短期入所（利用人数[延べ]）> 平成24年度（実績）：509人日/月 平成29年度（目標）：474人日/月	健康福祉部 障害者福祉課
143	重症心身障害児者などの日中活動及び短期入所の場の確保 （再掲：事業124） 【拡充】	医療的ケアを要する障害児者の日中活動及び短期入所の場の設置について、医療機関等関係機関と連携・協力しながら、整備に努めます。 数値目標 <市内の受入施設整備数> 平成24年度（実績）：日中活動6か所 短期入所3か所 平成29年度（目標）：日中活動10か所 短期入所7か所	健康福祉部 障害者福祉課

（2）地域活動支援センターなどの整備

地域活動支援センター（型・型）やオープンスペースなど、多様な日中活動の場の確保と活動促進に取り組みます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
144	地域活動支援センター（型）の運営支援 （再掲：事業26） 【拡充】	障害者の日中活動の場及び地域の支援ネットワークの中核として、地域活動支援センターを運営します。また、障害者理解の促進、地域住民ボランティア養成についても取り組みます。	健康福祉部 障害者福祉課
145	地域活動支援センター（型）への支援	地域に根ざした多様性のある日中活動の場として、地域バランスや個別給付事業所の整備状況等も考慮しながら整備し、運営への支援を行います。	健康福祉部 障害者福祉課
146	オープンスペースなどへの支援	精神障害者などの仲間づくり・交流の場であるオープンスペースの設置を推進します。	健康福祉部 障害者福祉課

(3) 精神障害者の地域生活支援

精神障害者の日中活動の場を確保するため、サービス事業者に対する研修を実施するとともに、医療機関などからの地域移行支援に努めます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
147	サービス事業者への精神障害に関する研修の実施	日中活動系サービス事業者の精神障害に対する知識や対応技術の向上を図るための研修を実施し、精神障害者が安心してサービスを利用できるようにします。	健康福祉部 障害者福祉課
148	精神障害者の地域移行支援	医療機関やサービス事業者、その他関係機関と連携して退院可能な精神障害者の退院促進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課

2. スポーツ・文化活動への参加促進

現状と課題

スポーツ・文化活動は余暇活動として重要であり、これらの活動に障害者が参加できる機会をつくる必要があります。

本市では、障害者ふれあいスポーツ大会や障害者スポーツ教室の開催のほか、生涯学習センター等で障害者を含めたあらゆる世代の市民のための学習講座を開催するなど、障害者のスポーツ・文化活動への参加促進に取り組んでいますが、これらの行事については、参加者の固定化や高齢化などが課題となっています。

これらの関連行事について新たな参加者の参加促進を図るとともに、スポーツ・文化関連のバリアフリー化など、障害者が地域でスポーツ・文化活動を楽しめる環境づくりを進める必要があります。

基本方針

障害者がスポーツ・文化活動を楽しめるよう、障害者の利用や参加に配慮したしくみや環境づくりに取り組みます。

施策の方向

(1) スポーツ活動の促進

障害者のためのスポーツ大会・スポーツ教室などのスポーツ活動の場・機会の提供に取り組みます。

障害者スポーツの指導者育成や関連施設のバリアフリー化などにより、障害者のスポーツ活動への参加を促進します。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
149	ふれあいスポーツ大会の開催への支援	障害者のスポーツを広めるため、当事者団体等と協力して、障害者ふれあいスポーツ大会への支援を実施します。	健康福祉部 障害者福祉課
150	障害者スポーツの指導者育成支援、障害者スポーツ教室の支援	福岡県障害者スポーツ協会などの関係団体と連携して、障害者に対するスポーツ指導者の育成に取り組むとともに、当事者団体等と協力して、障害者スポーツ教室などの開催を継続して実施します。	市民文化部 体育スポーツ課、 健康福祉部 障害者福祉課
151	社会体育施設のバリアフリー化 (再掲：事業98)	「スポーツ振興基本計画」(平成18年度策定)において、障害者や高齢者にとって使い勝手の良い施設の整備を意識し、生涯スポーツの振興を図るため、施設のバリアフリー化を推進します。	市民文化部 体育スポーツ課

		数値目標 新設施設のバリアフリー実施率 100%	
--	--	------------------------------------	--

(2) 文化活動の促進

生涯学習センターなどで実施される主催講座などを充実し、障害者の文化活動などの場・機会の提供に取り組みます。

関連施設の利用料割引制度の周知やバリアフリー化などにより、障害者の文化活動への参加を促進します。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
152	生涯学習センターなどで実施する主催講座などの充実	生涯学習センターなどで実施する障害者を含めたあらゆる世代の市民のための講座の充実を図ります。	市民文化部 生涯学習推進課、 各総合支所 文化スポーツ課
153	障害者の余暇活動の促進	施設の利用料の割引など、障害者の余暇活動を促進する制度の周知に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
154	文化施設整備事業 (再掲：事業 99)	各種文化施設において障害者の利用に配慮した施設整備に努めます。	市民文化部 文化振興課

3 . 地域活動や国内外交流の促進

現状と課題

共生社会の実現のためには、同じ地域に住む人同士が、障害の有無に関係なく、お互いを理解・尊重し合いながら、さまざまな活動に参画していくことが大切です。

しかし、障害者（児）生活実態調査によると、障害者の約7割は地域活動に参加しておらず、その主な理由として「どのような活動が行われているか知らない」「一緒に活動する友人・仲間がいない」「コミュニケーションが難しい」といった課題が上位にあがっており、地域の関係者などに対する障害者理解の促進が必要とされています。

また、本市の障害者と国内外のさまざまな人々との交流の機会づくりの一環として、つつじマーチなどの国内イベントや国際交流イベントへの障害者の参加促進を図っていますが、参加者は伸び悩んでいる状況であり、障害者の交流活動への関心やニーズを踏まえつつ、参加を促進していく必要があります。

基本方針

障害者が地域のさまざまな活動へ参画し、多くの人と交流できるよう、活動参加の機会づくりや参加しやすい環境整備に取り組みます。

施策の方向

(1) 地域活動などへの参加促進

障害者が地域活動に参加できるよう、地域活動に係る情報提供や、地域関係者などに対する理解促進に取り組みます。

審議会等への登用など、市政への障害者の参画や意見提案の機会確保に努めます。

障害者や家族などの当事者団体を育成・支援します。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
155	地域活動への啓発・支援 【拡充】	障害の有無に関係なく、市民誰もが地域行事に参加できるよう、地域コミュニティ組織への情報提供や地域活動への支援などを行うとともに、地域行事への参加に関する理解が進むよう、関係部局と協力し、校区まちづくり連絡協議会と連携しながら、啓発に努めます。	協働推進部 地域コミュニティ課、 健康福祉部 障害者福祉課
156	市民の声システムの充実	市民の声システムの障害者福祉関係 FAQ 登録数を増やし、登録内容を充実させることで市民サービスの向上を図ります。 数値目標 < 障害者福祉関係 FAQ 登録件数 >	協働推進部 広聴・相談課

		平成24年度(実績):26件 平成29年度(目標):35件	
157	各種啓発事業への参画支援	久留米市人権啓発推進協議会が実施する「市民のつどい」などの各種啓発事業への障害者団体の参画を支援します。	協働推進部 人権啓発センター
158	審議会・委員会などへの登用の促進	障害者に関係のある施策を協議する審議会などへの障害者の登用を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
159	障害者団体への支援	障害者団体へ各種活動支援と各種事業実施への補助などを継続して行います。	健康福祉部 障害者福祉課、 関係各課

(2) 国内外での交流の促進

国内外の交流イベントにおいて、障害者が参加しやすい環境づくりと参加促進に努めます。

具体的施策

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
160	国内交流事業の推進	各種交流イベントへの障害者の参加を促進します。	健康福祉部 障害者福祉課
161	国際交流イベントへの参加促進 【新規】	現在実施されている国際交流イベントへの参加を呼びかけ、障害者団体あるいは個人の活動拡大を図るとともに、障害者が参加しやすい環境づくりに努めます。	商工観光労働部 観光・国際課